

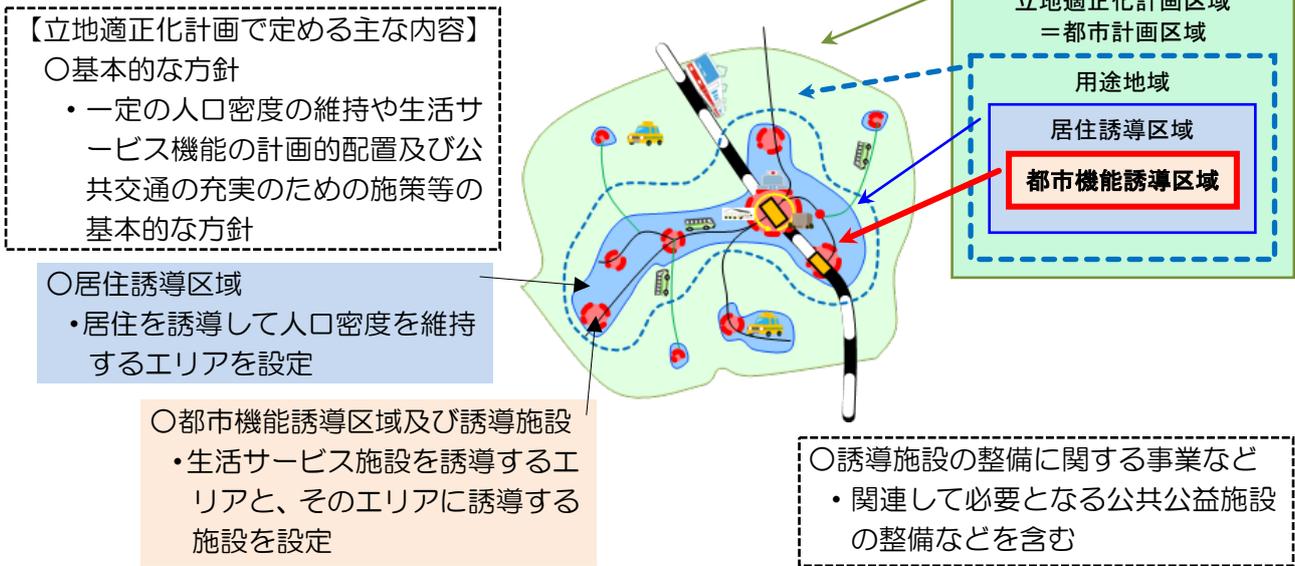
1. 立地適正化計画とは

【本編の参照頁】1-2、58

■ 立地適正化計画の概要

立地適正化計画は、人口減少社会に対応することを目的とした、多極ネットワーク型コンパクトシティの構築を図るための包括的な計画であり、都市計画法に基づく市町村マスタープランの一部に位置付けられます。立地適正化計画で定める主な内容は、以下のとおりです。

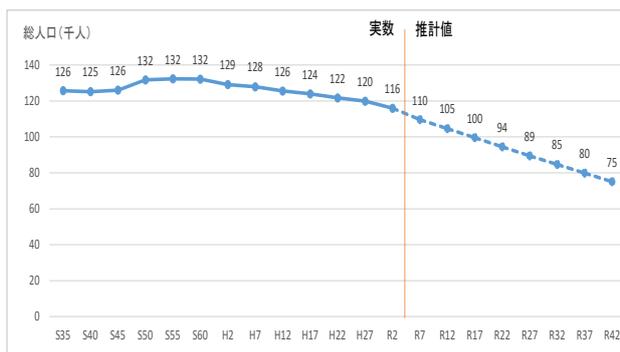
〈立地適正化計画のイメージ(国土交通省作成資料に加筆)〉



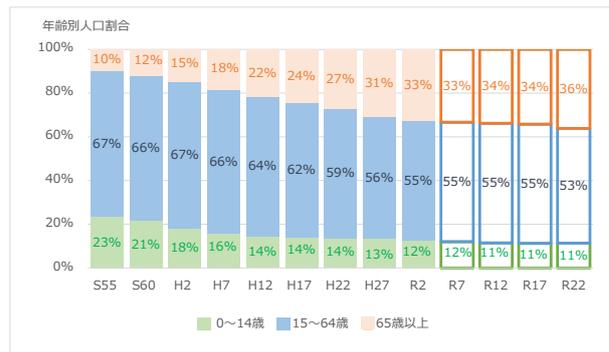
■ 新居浜市の将来人口の見通し

総人口が令和17年には約10.0万人となり、平成27年の約8割に減少し、高齢化率は34%を超える見込みです。

〈新居浜市の人口見通し〉



〈新居浜市の年齢階層別人口構成比の見通し〉



資料：国立社会保障・人口問題研究所(平成27年国勢調査に基づく推計値)。ただし、令和2年は国勢調査による実績値

■ 計画の対象区域と目標年次

本計画の対象区域と目標年次は、以下のように設定します。

- 対象区域；都市計画区域内
- 目標年次；概ね10年後の令和17年(2035年)

2. これからのまちづくりの方向性

【本編の参照頁】65、69、80、87、89

■ まちづくりの課題（都市構造上の課題）

【人口分布における課題】

- 利便性の高い地域への人口誘導が必要
- メリハリのある計画的な人口誘導が必要
- 安心して暮らせる居住環境の維持が必要

【公共交通における課題】

- 公共交通を利用しやすい環境づくりが必要
- 高齢者をはじめとする交通弱者の移動手段の確保が必要

【都市機能施設における課題】

- 新居浜駅周辺における都市機能の充実が必要
- 拠点形成に向けた土地利用誘導が必要
- 都市機能の維持が必要

【災害等の安全性における課題】

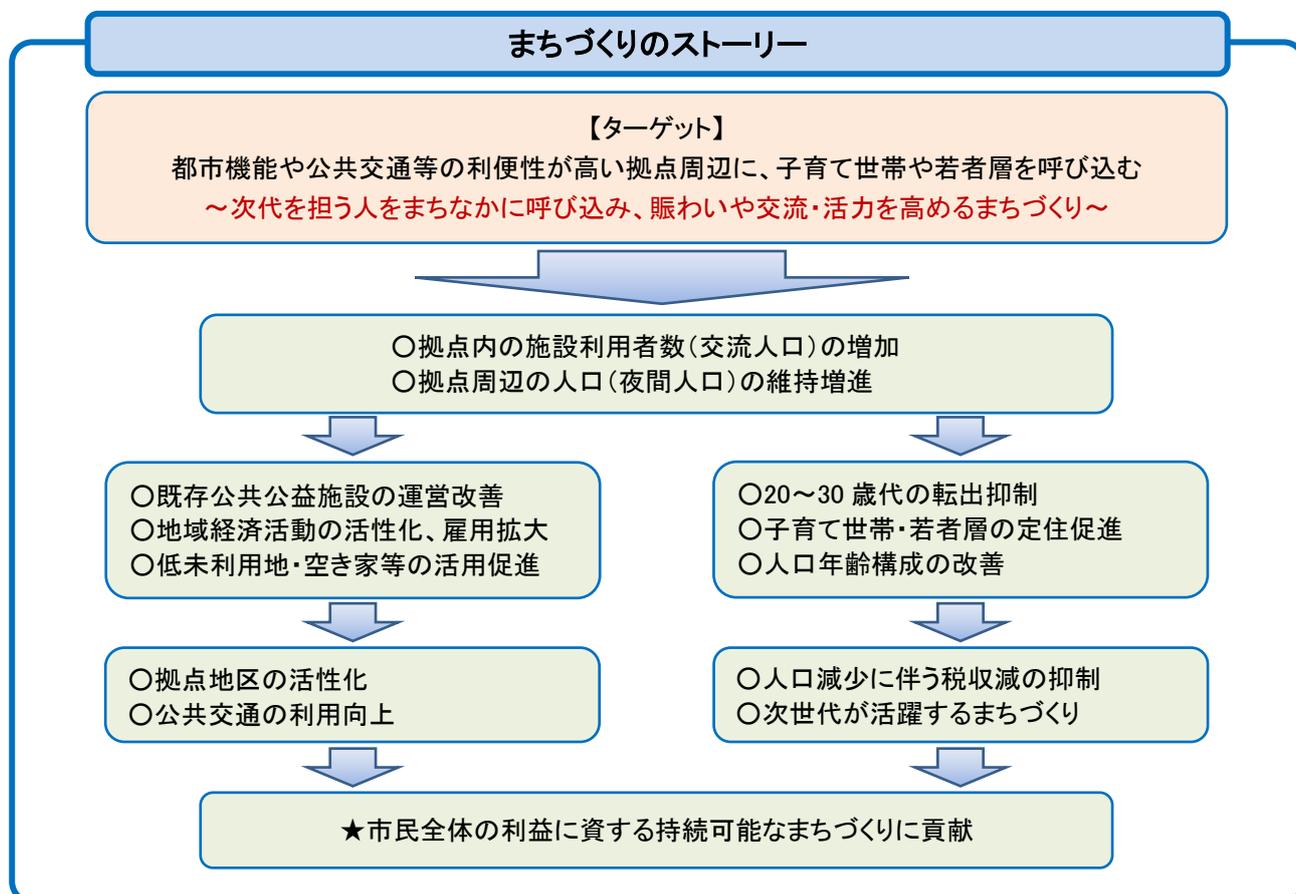
- 災害リスクを十分考慮した居住誘導区域の設定が必要
- 多面的に主体が連携し、ハード・ソフト両面で防災・減災対策の実施が必要

■ 都市構造上の課題解決に向けた都市づくりの基本目標（誘導方針）

- まち全体の活力を牽引する、都市拠点の機能強化と連携強化
- 都市機能・人口集積や公共交通利便性を生かした、都市拠点周辺の居住機能の強化
- 人口減少下での生活利便性の維持と、利便性を生かした周辺人口密度の維持
- 拠点利用利便性の高い公共交通サービスの維持・改善と、過度に自動車に依存しない暮らしの実現
- 適切な土地利用のマネジメントに向けた総合的な取組の推進

3. まちづくりのターゲット戦略

【本編の参照頁】93

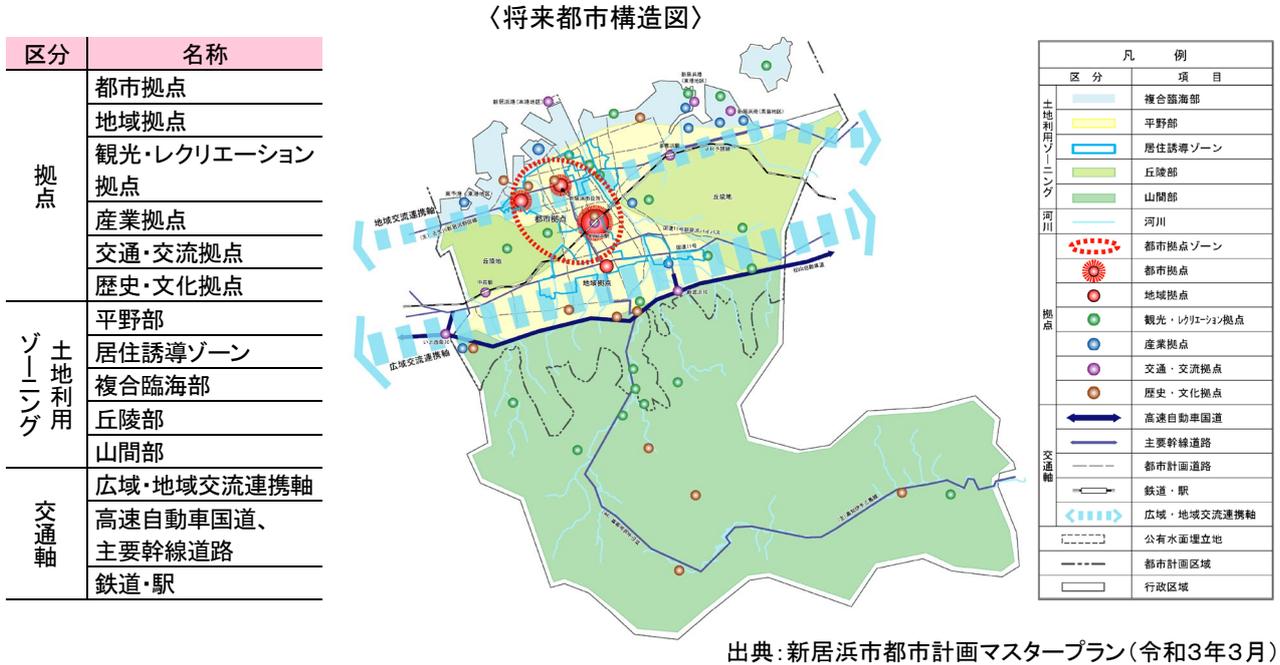


4. 目指すべき都市構造

【本編の参照頁】90～91、92

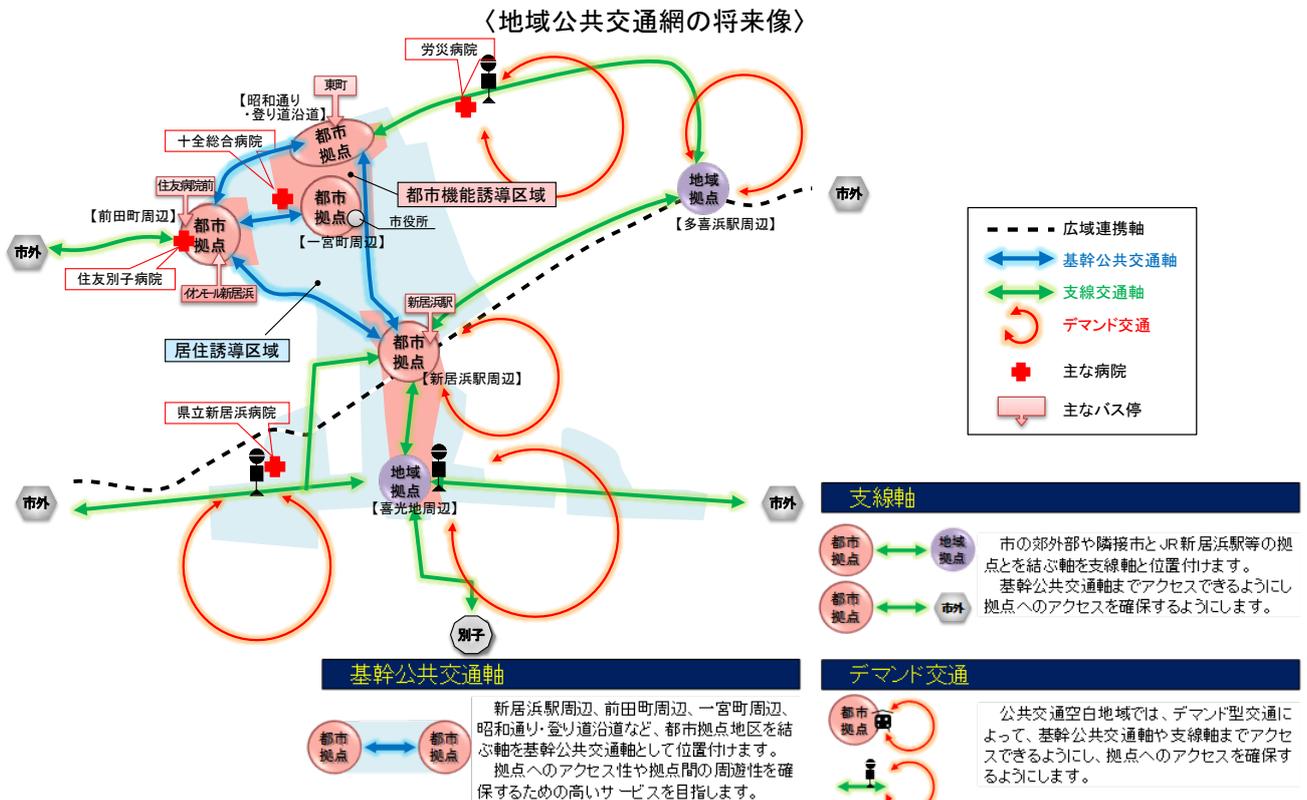
■ 将来の都市構造

新居浜市都市計画マスタープランの将来都市構造を踏まえ、本市の将来の都市構造を以下のように設定します。



■ 基幹的な公共交通軸の方針

新居浜市地域公共交通網形成計画改訂版の公共交通網の将来像を踏まえ、本市の基幹的な公共交通軸の方針を以下のように設定します。



5. 都市機能誘導区域

【本編の参照頁】108～109、116、121-122

■ 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点で維持・確保することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域のことです。

■ 都市機能誘導区域設定の考え方

評価	区域設定の考え方	区域設定において考慮すべき事項
ポジティブ評価	○業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域	●商業系用途地域 ●将来的に整備を計画している施設
	○都市の拠点となるべき区域	●都市計画マスタープランで拠点として位置付けられている
	○周辺からの公共交通（鉄道、バス）によるアクセスの利便性が高い区域等	●鉄道の徒歩利用圏域（駅から約1km） ●バスの徒歩利用圏域（バス停から300m）
	○生活サービス関連施設等の都市機能が既に集積されており、今後も都市機能の維持が求められる区域	●徒歩圏内及びその縁辺部の都市機能（商業、医療、子育て、福祉、行政機能等）
ネガティブ評価	○災害の危険性の高い区域は除外すべき	●各種災害危険区域 （津波浸水想定区域・浸水深さ2m超） （津波浸水開始時間・1時間後） （土砂災害の恐れがある区域）

■ 都市機能誘導施設とは

都市機能誘導施設は、「立地を誘導すべき都市機能増進施設（居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与する施設）」です。

「都市拠点」、「地域拠点」それぞれの性質に合わせ、拠点間の連携により都市機能を高めることを重視する施設と、日常的なニーズに応え生活利便性を向上する施設として、都市機能誘導施設を設定しています。

■ 各拠点別の都市機能誘導施設

分野	都市機能誘導施設	都市拠点			地域拠点
		新居浜駅 周辺地区	前田町 周辺地区	一宮・繁本町 ・昭和通り 周辺地区	喜光地 周辺地区
医療	病院(特定機能病院及び地域医療支援病院を除く)	●	○	○	○
	休日・夜間急患センター	—	—	○	—
高齢福祉	保健センター	○	—	●	—
	高齢者福祉センター	●	—	●	—
子育て支援	児童館・児童センター	●	—	○	—
	子育て支援センター	●	●	○	○
	こども家庭センター	●	—	●	—
	保育施設等(保育所、認定こども園、幼稚園)	●	○	○	○
学校教育施設	小学校	—	○	○	—
	中学校	—	—	○	—
	高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校	○	—	○	—
	専修学校、各種学校	●	—	○	○
生涯学習施設	図書館	●	○	—	—
	博物館・美術館等	○	—	●	—
	文化ホール	○	—	○	—
商業	社会体育施設	●	●	○	—
	大規模小売店舗(1,000㎡超)	○	○	○	○
行政	市役所本庁舎	—	—	○	—
活性化拠点施設	複合施設	●	●	●	●

●：都市機能誘導施設として新たに整備・誘導を行う施設

○：都市機能誘導施設として位置づける施設

—：施設の立地・充足状況や利用圏域、施設特性を踏まえて、該当する都市機能誘導区域の誘導施設として位置づけけない施設

6. 居住誘導区域

【本編の参照頁】94～96、116、121～122

■ 居住誘導区域とは

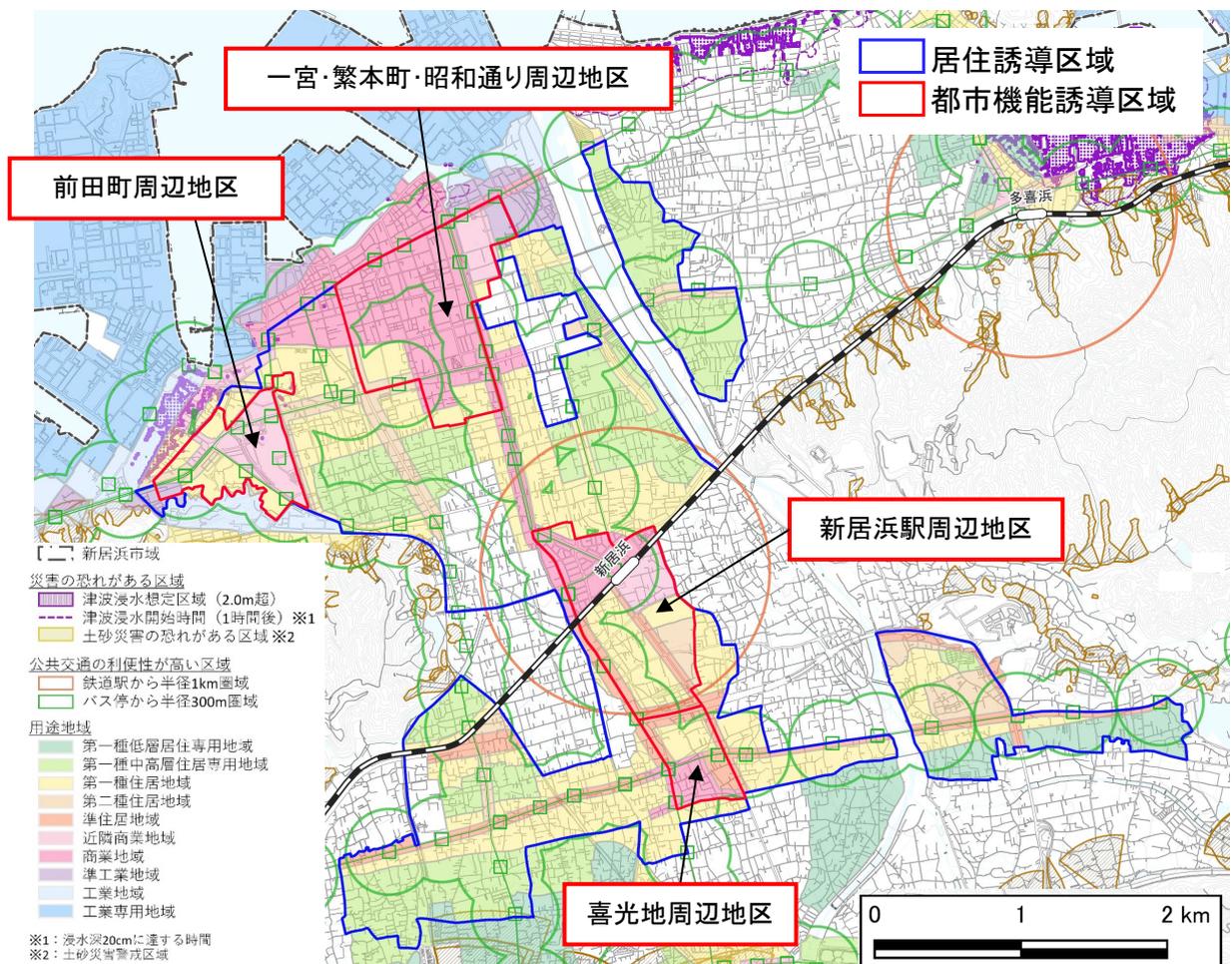
居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のことです。

■ 居住誘導区域設定の考え方

評価	区域設定の考え方	区域設定において考慮すべき事項
ポジティブ	○人口密度の高さや成長性	●人口密度が高い地域の連担性 (現状、将来、成長性)
	○都市の拠点となるべき区域	
	○周辺からの公共交通(鉄道、バス)によるアクセスの利便性が高い区域等	
ネガティブ	○都市拠点等へのアクセス性が高い区域	●鉄道の徒歩利用圏域(駅から約1km)
	○災害の危険性の高い区域は除外すべき	●バスの徒歩利用圏域(バス停から300m)
ネガティブ	○居住地としての利用が望ましくない区域	●都市拠点等(都市機能誘導区域)への近接性や、高い連携性
		●各種災害危険区域 (津波浸水想定区域・浸水深さ2m超) (津波浸水開始時間・1時間後) (土砂災害危険区域)
		●農用地区域
		●工業系用途地域(準工、工業、工専)

7. 都市機能誘導区域および居住誘導区域図

【本編の参照頁】100、115、131



資料: 国土数値情報、都市計画基礎調査、愛媛県、新居浜市地域公共交通網形成計画改訂版、基盤地図情報

8. 誘導施策

【本編の参照頁】123、125、126

■ 都市機能の維持・確保および都市拠点等の賑わい強化に係る施策

都市拠点周辺への都市機能(賑わい機能)の立地誘導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 ○ 都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組の検討を行う。
都市拠点等における都市機能(賑わい機能)の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各拠点において、公共施設の再編や施設活用、各省庁施策の連携、官民連携等を図りつつ、特色を生かした機能の強化と相互連携による、都市拠点全体としての強化を図る。 ○ 誘導施設整備に対して、国による支援制度(都市構造再編集中支援事業、まちなかウォークアブル推進事業など)の活用を検討する。
拠点周辺を歩きたくなる環境の充実	<p>【拠点地区内の歩行者・回遊環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 都市拠点内の歩行者・自転車の主な利用区間については、車道と分離された歩道や自転車通行帯の整備を推進するとともに、歩行者空間の段差解消などユニバーサルデザインの理念に基づく、人にやさしい歩行者空間の整備を推進する。 ○ 都市拠点周辺(都市機能誘導区域内)の公共施設や地域資源等を結ぶ健康散策ルートを位置付け、地域資源等の魅力や散策ルート、歩行時間等を示したサインを主要な回遊ポイントへの設置、空き地等を生かしたポケットパークの設置、ベンチ等の休憩施設や健康遊具の設置など、拠点周辺の既存施設の利活用促進や健康増進に資する歩きたくなる環境の充実を図る。 <p>【歩行活動を促進するイベント等の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 集客施設利用や公共交通利用と連携した歩行を含むイベントの企画実施や、公共施設等を生かした健康サロン等の設置、歩行・散策を楽しむインストラクター等の育成を図り、歩行活動を促進する。

■ 居住機能の維持・確保に係る施策

居住誘導区域内のまちなか居住の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居住誘導区域内のまちなか居住の促進に向けて、都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用し、まとまった規模の居住機能の立地誘導を図るとともに、都市機能誘導区域における、大規模小売店舗、医療施設、文化施設・スポーツ施設、子育て支援施設等の居住利便施設(誘導施設)の立地誘導を図る。 ● 新居浜市公共施設再編計画に基づき、公共施設の再編や施設活用による、居住利便性や暮らしの中の賑わい向上を図る。 ● 空家等対策計画に基づき、用途地域内及び最近の国勢調査に基づく人口集中地区の区域内を重点地区として、空き家対策を進めるとともに、居住誘導区域内で重点的に、空き家活用の促進を図る。また、市外からの移住者の促進と合わせて、居住誘導区域内への移住や住替えに対する支援の充実を図る。 ● 公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅の市中心部への集約化と、居住誘導区域内の市営住宅について、建替え等を図る。 ● 公園長寿命化計画等に基づき、都市公園等の充実を図る。
若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て世帯・若者層の定住の促進を図る。

■ 拠点利用を高める公共交通網の強化に係る施策

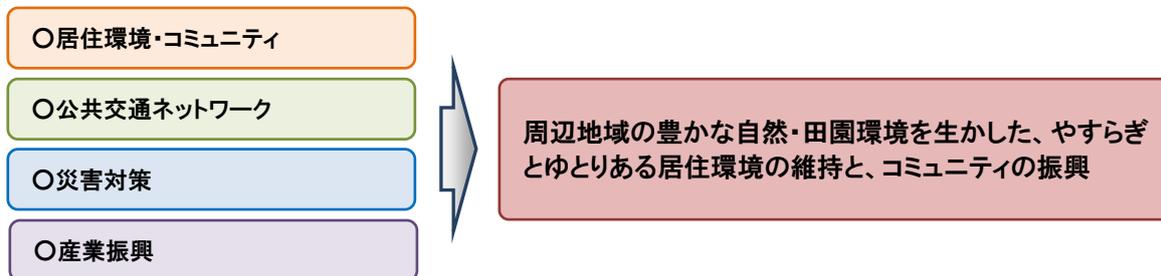
都市拠点を利用しやすいネットワークの充実	<p>【公共交通ネットワークの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 効率よく都市拠点へアクセスするバス路線網の見直しを図る。 ● 路線バスとデマンドタクシーを相互に利用しやすい環境の充実を図る。 ● 公共交通空白地帯におけるバス停までのアクセス利便性の向上を図るため、バス停付近での駐輪スペースの確保により、サイクル&バスライドを推進する。 <p>【公共交通の利用促進(モビリティマネジメントの促進)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バリアフリーに対応したノンステップ車両の導入を促進し、高齢者など誰もが使いやすい環境の充実を図る。 ● 利便性を高めるバス情報の提供を図るため、スマートフォン等で利用可能なバスロケーションシステムの導入や、新居浜駅や拠点バス停でのデジタルサイネージによるバス運行情報の提供を検討する。 ● 公共交通の乗り継ぎ利便性を高める MaaS システムの構築や乗り継ぎ環境の整備等の検討を行う。 ● ノーマイカーデーの実施、健康促進を動機づけとした公共交通への転換促進のPR、企業が主体となった公共交通を利用したエコ通勤等の取組を促進する。 ○ 都市拠点内の賑わいイベントと連携した、交流イベントとバス利用が連携した施策パッケージ(割引制度導入等のインセンティブ施策も含む)の導入検討 など <p>【拠点周辺の駐車対策の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな公共施設の整備に際しては、ピーク時駐車台数の抑制と平常時の利用促進を図るため、付帯駐車場の利用料金についてピーク時を高く平常時を低くする等の工夫を検討する。 ○ 賑わい強化を目指す拠点施設周辺地区全体において、休日等ピーク時における駐車場の確保を図るため、大規模民間施設・月極駐車場や空き地等の駐車空間としての利活用や、道路等を含む既存の公共施設スペースの活用等、新たな駐車対策の検討 など
----------------------	--

(注) ●: 関連計画等に位置づけられた施策、○: 今後検討が必要な施策

■ 居住誘導区域外の区域のまちづくり方針

コンパクトで魅力と活力のあるまちづくりを目指し、本計画を策定しておりますが、現在居住されている方々の居住環境やコミュニティの維持に留意したまちづくりも必要となります。

〈居住誘導区域外の区域のまちづくりのイメージ〉



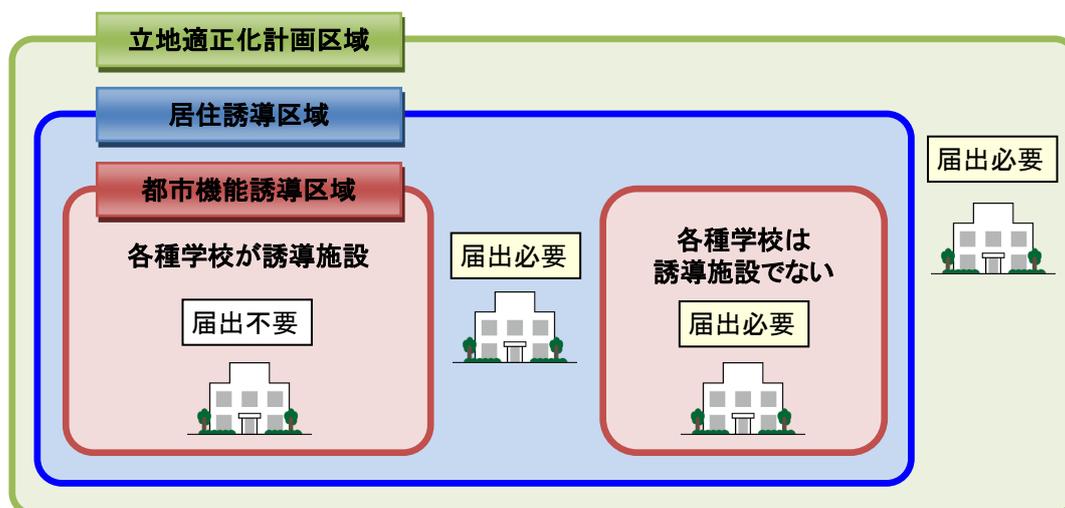
9. 都市再生特別措置法に基づく届出制度

■ 都市機能誘導区域内外または居住誘導区域外における届出に関する事項

都市機能誘導区域内外または居住誘導区域外で、以下の行為を行う場合は、都市再生特別措置法に基づき、これらの行為に着手する日の30日前までに、市長への届出が必要となります。

都市機能誘導区域外での建築等の届出等	都市機能誘導区域内での届出等	居住誘導区域外での建築等の届出等
<p>■ 開発行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合 	<p>■ 休止又は廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市機能誘導区域内に立地する誘導施設を休止又は廃止しようとする場合 	<p>■ 開発行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ○ 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
<p>■ 開発行為以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ○ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ○ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合 		<p>■ 建築等行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ○ 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して、3戸以上の住宅とする場合

〈誘導施設(各種学校)を建築する場合の届出のイメージ〉



※誘導施設に位置付けられた用途の建築物を建築する場合は、届出が必要です。但し、当該誘導施設が位置付けられた都市機能誘導区域内では、届出は不要です。

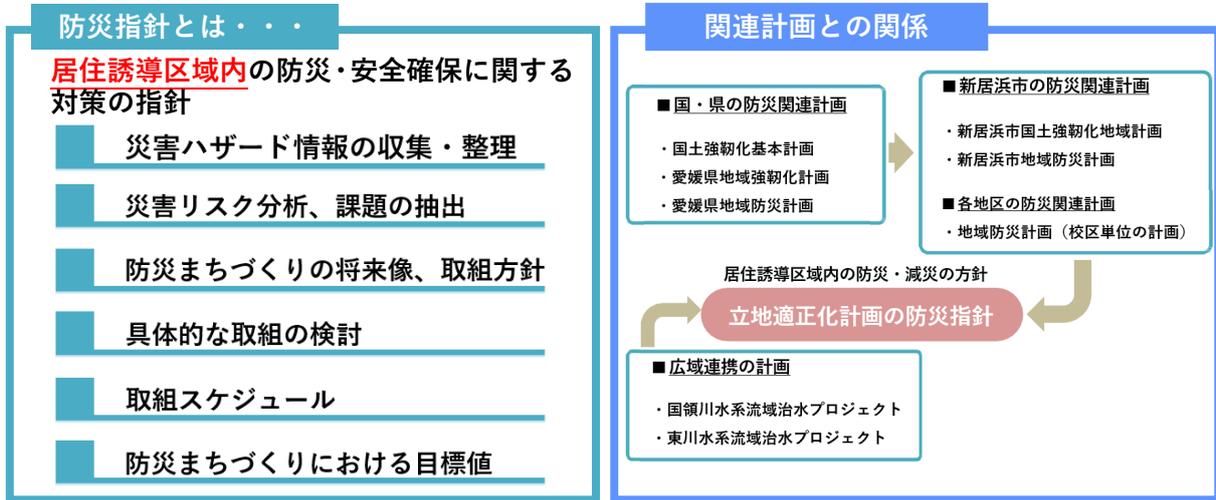
10. 防災指針

【本編の参照頁】132～174

■ 防災指針の概要

◇ 防災指針の位置づけ ◇

- 近年、自然災害が頻発・激甚化しており、生命や財産、社会経済に甚大な被害が生じている。
- 都市再生特別措置法の一部改正（令和2年6月）により、立地適正化計画に「防災指針」を定めることが規定。



◇ 防災指針の対象 ◇

- 立地適正化計画の防災指針は、災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことを目指すもの。

居住誘導区域を対象とする

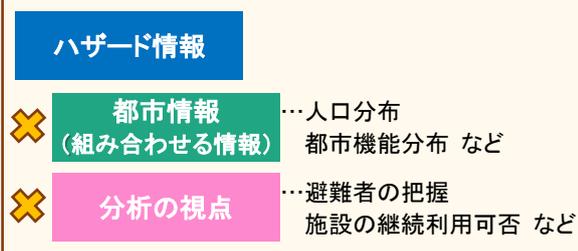
◇ 想定されるハザード ◇

- 本市で想定される災害ハザード
- ①津波 ②高潮 ③洪水(外水)
④ため池 ⑤地震 ⑥土砂災害

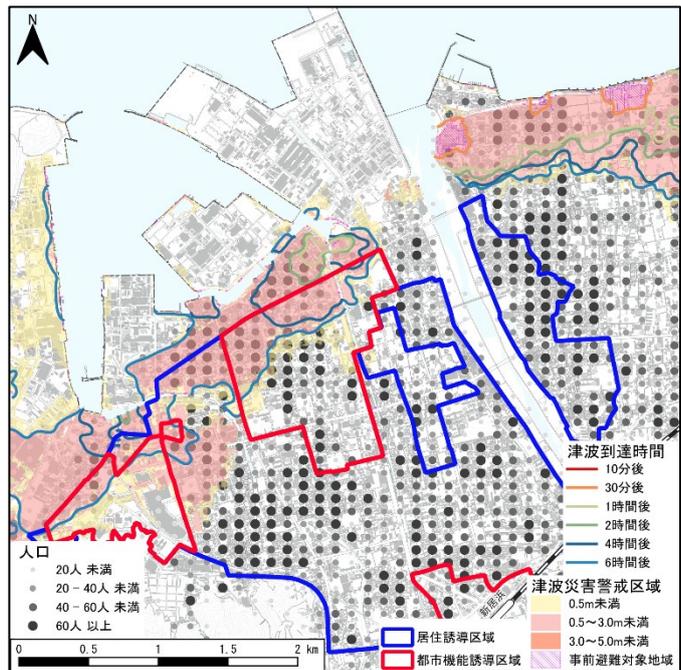
◇ 災害リスクの分析 ◇

- 災害ハザード情報と都市情報を重ね合わせることにより、誘導区域等における災害リスクを分析し、課題を抽出する。

災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせ



〈災害リスクの分析例：津波×人口分布【居住誘導区域内】〉



資料：国勢調査人口を基に作成した 100mメッシュデータ(R2)、新居浜市提供災害データ(R5)

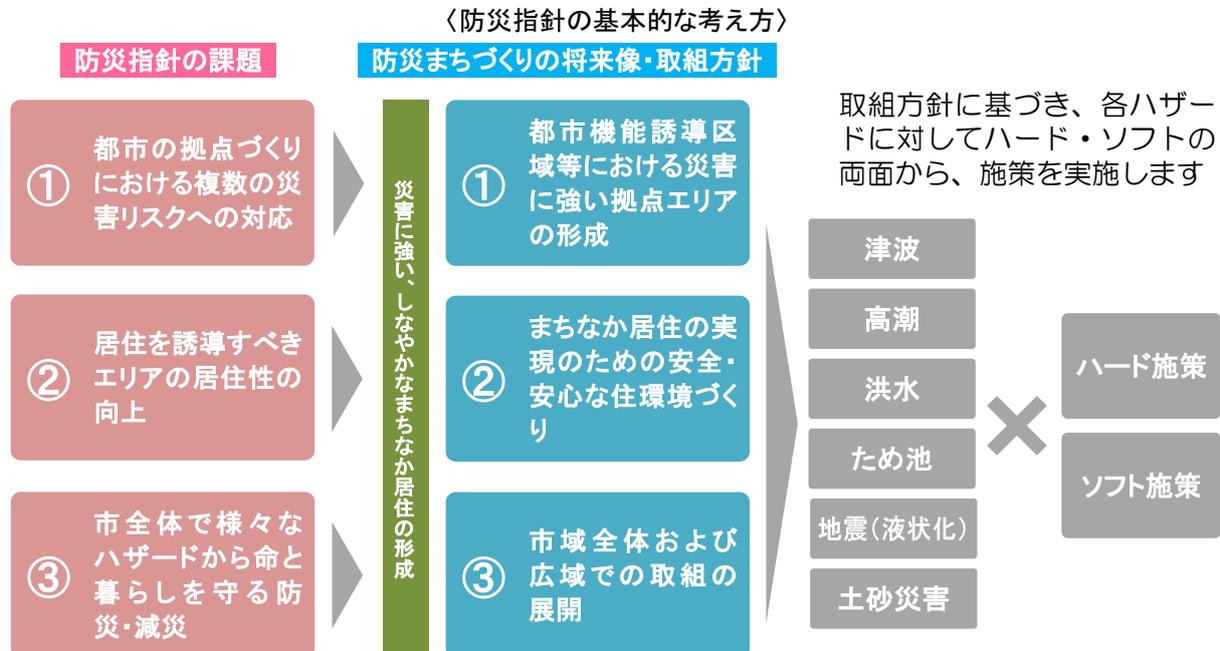
■ 災害リスク分析、課題の抽出

	状況	課題
① 津波	<ul style="list-style-type: none"> ● 海岸付近の広いエリアに津波による浸水が想定されている。 ● 浸水想定区域内で一定の人口や都市機能の集積がある状態。 ● 浸水想定区域内には、要配慮者利用施設や低層の建物も多く存在しており、避難困難者が生じるなどのリスクもある。 ● 多喜浜駅周辺などは、特に浸水深が深く、また付近に利用できる避難所も少ない状態。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口や都市機能施設が集積するエリアにも津波によるリスクが存在し、要配慮者をはじめ、市民の命を守るための対策を進める必要がある。 ● 津波のリスクの高いエリアに人口が集積していることもあり、早期に安全を確保できる場所への避難が求められる。 ● 早期避難には、日頃から避難路の確認や避難行動訓練など認識しておくことが求められる。
② 高潮	<ul style="list-style-type: none"> ● 海岸付近の広いエリアで浸水が想定され、浸水想定区域内で一定の人口や都市機能の集積がある。 ● 浸水想定区域内には低層の建物も多く存在していることから、一定の避難困難者が生じるなどのリスクもある。 ● 多喜浜駅周辺などは、特に浸水深が深く、また付近に利用できる避難所も少ない状態。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高潮浸水により都市機能施設の継続的活用が困難となる可能性がある。 ● 海岸付近のエリアでは、高いリスクが存在し、海岸保全施設の整備などのハード対策を進める必要がある。 ● 事前の早期避難が可能となるように、避難路や安全な場所の確保など適切な避難行動が求められる。
③ 洪水	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住誘導区域の大部分で浸水が予測されており、人口や都市機能の集積とも重なっている。 ● 一部地域は家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されており、特に河川沿いの住宅等の倒壊リスクがある。 ● 洪水発災時に使用可能な避難所が、付近に存在しないエリアもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 家屋倒壊等氾濫想定区域内にある建物は、倒壊により垂直避難が困難となる。 ● 過去に浸水したエリアは再度浸水する可能性もあるため、避難対策の認識を持つことも求められる。 ● 市街地内の広い範囲で浸水が予測され、河川関連のハード対策や円滑な避難促進などソフト対策を市全体で展開することが求められる。
④ ため池	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住誘導区域の複数の箇所、ため池が決壊した場合の浸水が予測されている。 ● 浸水想定区域内には、人口及び一部の都市機能が集積している。 ● 浸水想定区域内には高齢者も一定数居住しており、使用可能な避難所が付近に存在しないエリアもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住誘導区域の特定の箇所では、幅広く浸水被害が想定されており、高齢者を含めた居住者の避難確保が求められる。 ● 災害リスクの軽減に向けた、ため池の耐震整備を進める必要がある。
⑤ 地震	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内全域で、大規模地震発災による液状化被害のリスクが高い状態。 ● 市街地内の建物については築年数が古く、木造の建物も多く存在するため、発災による被害の拡大が懸念される 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内全域で地震による液状化リスクが高く、避難に支障が出ることが予測される。 ● 古い建物などの多い住宅地やインフラの耐震対策などを進める必要がある。
⑥ 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住誘導区域は、ほぼ全域で土砂災害は想定されない。 ● 居住誘導区域外では、山際付近において、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が指定されており、その中には人口集積や都市機能が立地している箇所も存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に山際付近で土砂災害のリスクが存在し、特に住宅や都市機能が存在するエリアでは、十分な対策が求められる。 ● 土砂災害特別警戒区域においては、災害リスクに応じた必要な予防策を講じていく必要がある。

■ 防災まちづくりの将来像と取組方針

◇防災指針の基本的な考え方◇

立地適正化計画の防災指針では、居住誘導区域や都市機能誘導区域に関連する防災対策を中心に記載しますが、本市では「新居浜市国土強靱化地域計画」や「新居浜市地域防災計画」をはじめとする防災分野の計画の推進により、全市的な防災対策を図っていく。



※立地適正化計画の防災指針では、主には、居住誘導区域や都市機能誘導区域に関連する防災対策を中心に記載しますが、新居浜市としては「新居浜市国土強靱化地域計画」や「新居浜市地域防災計画」をはじめとする防災分野の計画の推進により、全市的な防災対策を図っていきます。

◇立地適正化計画の防災指針における防災まちづくりの将来像◇

災害に強い、しなやかなまちなか居住の形成

◇立地適正化計画の防災指針における取組方針◇

①市街地における災害に強い拠点エリアの形成

想定される災害リスクへの防災対策を確実に推進及び促進するとともに、地域全体にとっての拠り所となる防災拠点の強化・整備を進め、住宅以外にも施設や事業所が多く存在するエリアにおいては、行政・住民・事業者などの関係主体が連携し、一体となって総合的な防災対策を進めていきます。

②まちなか居住の実現のための安全・安心な住環境づくり

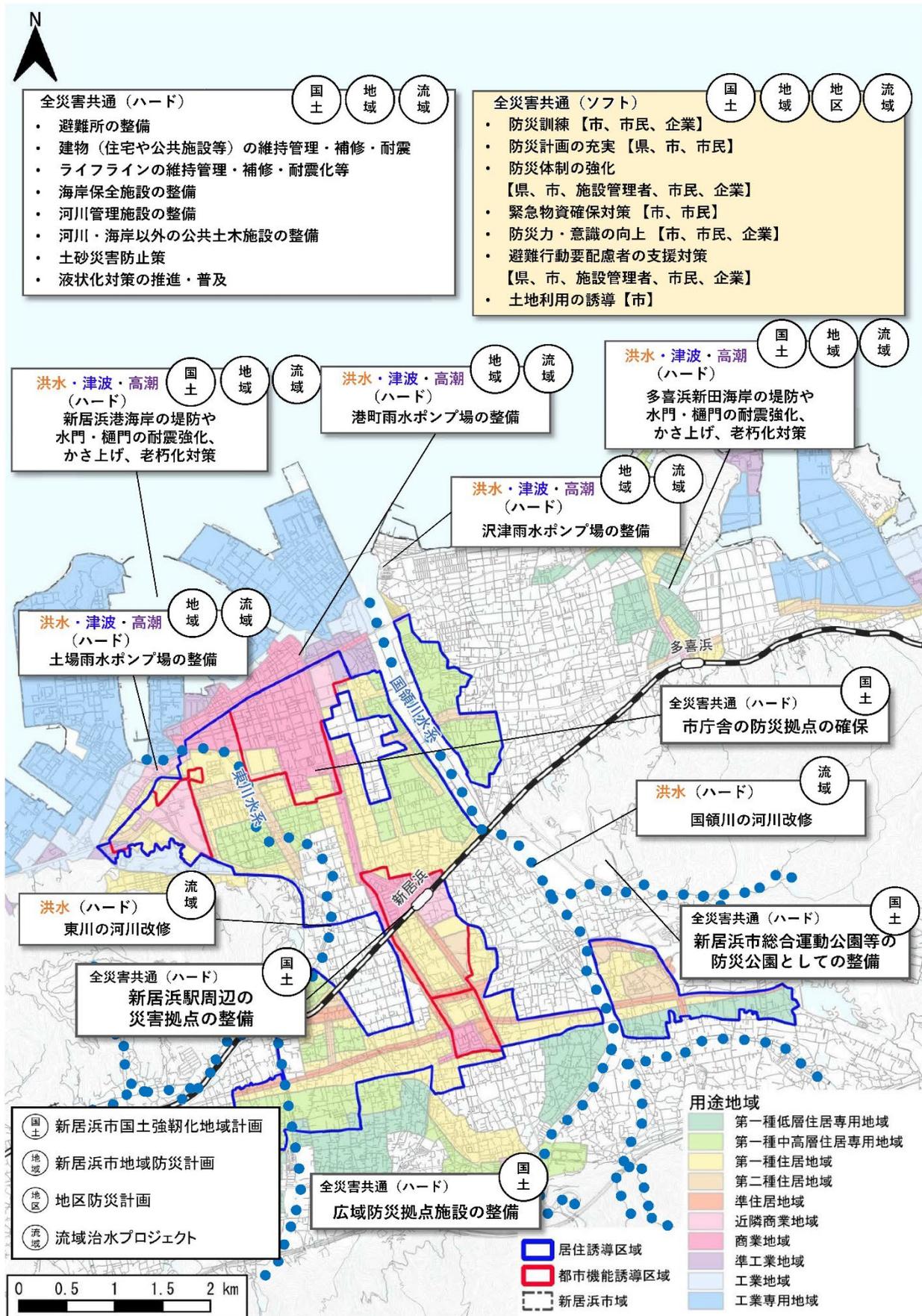
将来に渡り居住地としての機能を維持し、安全・安心に住み続けることができるまちなか居住を、防災面から強化していくために、居住誘導区域における災害リスクの低減に資するインフラの整備などのハード対策や、災害リスクの回避に資する避難体制の構築などのソフト対策を進めていきます。

③市全体及び広域での取組の展開

「新居浜市国土強靱化地域計画」や「新居浜市地域防災計画」等に基づいた対策の推進とリスクの高いエリアから居住誘導区域への長期的な居住誘導に向けた対策を検討します。国領川水系や東川水系の流域治水プロジェクトなど、国・県・市、企業、市民が協働し、各主体との連携により広い範囲で対策に取り組んでいきます。

■ 具体的な取組

◇取組方針に基づいた具体的な取組項目◇



11. 目標の設定

【本編の参照頁】175～178

■ 評価指標および目標値の検討

誘導方針（まちづくりのターゲット戦略）や誘導施策の柱を踏まえつつ、評価指標および目標値を以下のように設定します。

〈評価指標および目標値の設定〉

評価項目	評価指標	目標値の設定方針	単位	基準値	現況値	目標値
居住機能の維持・確保に係る項目	居住誘導区域内の人口密度	都市の魅力・機能を増幅するための施策を講じることにより、居住誘導区域内の人口密度の低下を抑制し、将来の推計人口に基づく人口密度以上の確保を目標値として設定	人/ha	42.2 H27(2015)	41.7 R2(2020)	40.0 R17(2035)
	居住誘導区域内の年少人口（15歳未満）比率	子育て環境の充実に係る施策を講じることにより、居住誘導区域内における年少人口比率の増加を目標値として設定	%	12.7 R2(2020)	—	13.7 R17(2035)
都市機能の維持・確保及び都市拠点等の賑わい強化に係る事項	都市機能誘導区域内の誘導施設の立地	都市機能誘導区域内の都市機能誘導施設の新たな立地を目標値として設定	箇所	—	複数(2) R4(2022)	複数 R17(2035)
拠点利用を高める公共交通網の強化に係る事項	都市拠点内のバス総乗降者数	都市機能誘導区域内(都市拠点)における集客強化と、バス網サービスの強化により、都市拠点内バス停におけるバス利用者(乗降者)数の増大を目標値として設定	人/日	815 H27(2015)	643 R4(2022)	791 R17(2035)
防災まちづくりの推進に関わる事項	風水害、地震災害に対する防災の満足度	防災指針の取組全体の達成度を問うことができると考え選定。	%	20 R5(2023)	—	30 R17(2035)
	基幹管路耐震化率 [耐震化済み延長/全延長]	具体的な取組内の「ライフラインの維持管理・補修・耐震化等」に該当するため。	%	34.6 R1(2019)	—	53.4 R12(2030)

※それぞれの指標及び目標値の設定根拠は計画書本編参照

12. 計画の進行管理

【本編の参照頁】179

■ 計画の進行管理

立地適正化計画は、計画策定後概ね5年ごとに、施策の実施状況について調査、分析及び評価を行い、計画の進捗状況や社会・経済情勢の変化等に合わせ、必要に応じて計画を変更することが国によって示されています。

新居浜市では、PDCA サイクルに基づき、新居浜市都市計画マスタープランの見直し等に合わせ、計画の評価・検証を実施し、より効果的な計画の実現に向けて、計画の見直しを図っていきます。